平成２６年（フ）第５３号
仙台市宮城野区清水沼２丁目10番３号　パインヒルズ宮城野202
破産者　齋藤　雅代
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
山形県酒田市亀ケ崎７丁目４番29号　エーデル亀ケ崎Ａ号
破産者　遠藤清代美
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１４６号
福島県郡山市小原田３丁目18番７号　アネックスミカド708号、前住所福島県田村郡三春町八島台８丁目１番地の19　三春タウンハウス101号
破産者　渡辺　辰則
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
福島県須賀川市栗谷沢113番地　グリーンヒルズ303号
破産者　星　　明美
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１８４０号
横浜市戸塚区原宿３丁目57番１―３―202号
破産者　川那子光夫
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９２５号
横浜市緑区中山町1088番地26ベルハイツ中山102、開始決定時の住所横浜市緑区上山３丁目８番11号
破産者　鈴木　利貢
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７３号
神奈川県大和市南林間８丁目14番17号　グリーンヒル南林間303
破産者　高野比呂志
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７４号
神奈川県大和市南林間８丁目14番17号　グリーンヒル南林間303
破産者　高野　幸江
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３４号
横浜市緑区霧が丘６丁目22番地13　第三グリーンハイツ101号
破産者　山口　淳一
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７０号
新潟県十日町市美雪町２丁目13番地、申立時の住所新潟県十日町市新座甲598番地７
破産者　櫻井　康雄
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
長野県長野市稲里町下氷鉋534番地２　クレストヴィレッジ203、開始決定時の住所新潟県妙高市大字関川643番地
破産者　石田　鷹子
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１０３号
新潟県糸魚川市横町２丁目７番10号
破産者　田原　新一
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４９８号
金沢市豊穂町55番地
破産者　済田　　敏
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６９号
金沢市保古１丁目122番地２
破産者　炭炭堂こと　寺田　淳也
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０５号
金沢市千日町８番９号
破産者　鉄人好み金沢うまいもん屋武こと　大武　稔幸
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１１６号
静岡県沼津市我入道東町168番地
破産者　寺本　惣一
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
滋賀県蒲生郡日野町大字大窪478番地１、居所埼玉県越谷市野島152―１コーポ山崎101
破産者　タイムランナーこと　奥村　晴男
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４４号
滋賀県大津市美空町２丁目13―204、住民票上の住所滋賀県彦根市後三条町490番地５
破産者　米倉　和夫
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部